

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年8月20日 13時10分ごろ
発生場所	滋賀県高島市今津町 <sup>はまぶん</sup> 浜分東方沖（琵琶湖北東部） 今津中学校四等三角点から真方位076° 1,715m付近 （概位 北緯35° 25.1′ 東経136° 03.0′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>エイジー</sup> AG21-150は、浮体をえい航して遊走中、浮体が転覆して搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート AG21-150、1.5トン 253-29368滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 搭乗者A
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか2人が乗った浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航して約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、本件浮体が波を乗り越えた際、本件浮体が転覆して搭乗者全員が落水し、1番後側に座っていた搭乗者Aが頭部を負傷した。 搭乗者Aは、搭乗者Aの頭と前側に座っていた搭乗者の足とが落水の際に当たって負傷したのではないかと本事故後に思った。 船長は、浮体のえい航の経験が3回程度あった。
分析	本船は、約30～40km/hの速力で本件浮体をえい航して遊走中、本件浮体が波を乗り越える際に転覆したことから、搭乗者全員が落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。 搭乗者Aは、落水した際にその頭部と他の搭乗者の足とが当たった可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、約30～40km/hの速力で本件浮体をえい航して遊走中、本件浮体が波を乗り越える際に転覆したため、搭乗者全員が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・浮体をえい航する場合は、自船や他船の航走波、風浪の状況を確認し、浮体が転覆して搭乗者が落水することのないよう、減速するなどして波による衝撃を緩和すること。</li></ul> |
|--|--|